

議第142号 呉市斎場条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

広島法務局が重複する地番の解消作業を実施したことによる地番の変更に伴い、所要の規定の整理をするものです。

2 改正の内容

広島県の一部地域では、同じ大字区域内に宅地、農耕地等の耕地に付される地番（以下「耕地番」といいます。）と、山林、原野等に付される地番（以下「山地番」といいます。）が存在しており、同一大字内において同じ地番が付されている土地が多数存在していましたので、広島法務局が耕地番・山地番の解消作業を実施しました。

これに伴い、施設の所在地に係る地番の変更が生じたため、施設の位置の表示を修正するものです。

3 施行期日

公布の日